

## 鹿児島市運転者確保広報支援業務委託に係る著作権等について

## 1 事前の制作過程の提示（制作計画、制作担当予定者、出演予定者の詳細な開示）

応募者は、本公募により受託者となった場合は、制作にあたり、次に掲げる事項をあらかじめ本市に提示するものとする。

- (1) 制作しようとする作品の内容、予定する制作過程
- (2) 作成方法（自ら直接制作するか、再委託するかの別を含む。）
- (3) 制作しようとする物に含まれる著作物（ロゴマーク、イラスト、写真、映像、脚本、音楽、歌詞、パンフレット、動画等）の制作を行う者（作画等を実際に行う自然人を指す）の氏名及びその所属先
- (4) 出演者又は実演家（口頭、朗詠、歌唱、舞踏、演奏、演技等を実際に行う自然人を指す）がいる場合はその氏名及びその所属先

## 2 知的財産権の譲渡等に関する事項

- (1) 制作物及びそれに含まれる著作物の著作権の譲渡、使用許諾

受託者は、制作した動画、動画に含まれている著作物の著作権の市の使用における許諾を行い、市の定める利用方法及び利用期間において使用可能となるための措置を講ずるものとする。

- (2) 制作物及びそれに含まれる著作物の著作者人格権不行使の合意

受託者は、制作した動画、同動画に含まれている著作物について、市が広報のために必要と判断した場合は、必要かつ合理的な限度で、著作者不表示、公表、縮小、拡大、切除等の改変が出来ることとし、これに対し受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

## 3 再委託の制限等

- (1) 受託者は、市の事前の書面による同意を得ることなく、受託業務を第三者に再委託することはできないものとする。

- (2) 市は、受託者に再委託を同意する場合、次に掲げる事項の全てを満たすことを同意の条件とする。

ア 再委託先が制作するものに著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）又は著作隣接権その他知的財産権が発生する場合は、市が予定する期間及び利用方法で利用するのに必要な許諾を受託者の責任と負担において全て確保したうえで納入すること。

イ 再委託先が制作したものについて、市が判断した場合の氏名不表示、市の広報PRのための公表、合理的な範囲で改変することへの許諾を得ること。

ウ 再委託先が制作し受託者に納入するものに肖像権、パブリシティ権、プライバシー権が存在する場合には、市の広報PRのための公表に対する許諾を得ること。

## 4 知的財産権等に関する保証（知的財産権の確保、第三者の著作物の利用）

- (1) 受託者は、市に対し、次に掲げる事項の全てを保証するものとする。

ア 受託者が市に納入する制作物が、第三者の著作権、商標権、意匠権、特許権その他知的財産権、肖像権、パブリシティ権、プライバシー権その他いかなる権利も侵害しないものであること。

イ 受託者が市に納入する制作物に、受託者以外の者の知的財産権が含まれている場合には、受託者が、市が判断した場合の氏名不表示、市の広報PRのための公表、合理的な範囲で改変することへの許諾を得ること。

- (2) 受託者が市に納入した制作物に関し、第三者から権利主張、対価の請求、損害賠償請求がなされた場合は、受託者の責任において解決するものとし、受託者は第三者から権利主張等により市が被った損害を賠償するものとする。

## 5 出演者の権利に関する合意

受託者は、市に納入する制作物に出演者がいる場合は、次に掲げることを遵守すること。

- (1) 受託者が市に納入する制作物に出演者がいる場合は、その者から、実演の承諾、テレビ、インターネット、新聞広告、パンフレットにおける容貌等の公開があること、公開期間に期限がないことについて承諾を得ること。
- (2) 著作権隣接権の譲渡または利用許諾を得て、テレビ、インターネット、新聞広告、パンフレット等利用媒体の制限なく、利用期間に制限のないようにすること。
- (3) 市の広報のために必要な範囲での実演者人格権不行使について合意を得ること。